

石 環 政 第 20 号

令和 2 年 8 月 28 日

石狩市環境審議会

会長 菅 澤 紀 生 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



石狩市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

石狩市一般廃棄物処理基本計画を改定するに当たり、石狩市環境基本条例
第 11 条第 2 項の規定に基づき、諮問します。

石 環 審 第 13 号

令和 3 年 3 月 26 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市環境審議会

会長 菅 澤 紀 生

石狩市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

令和 2 年 8 月 28 日付け石環政第 20 号で諮問のありました石狩市一般廃棄物処理基本計画の改定について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」を妥当なものと認めましたので、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1. 石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本理念である「資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち」を目指し、本計画を実行性のあるものとするため、基本方針に基づく各種施策を積極的に推進すること。
2. 計画の推進には、市、市民、事業者による協働が不可欠であることから、本計画の趣旨や取組内容を広く市民及び事業者にも周知、啓発すること。
3. 本計画の進行管理にあたっては、設定した目標や施策の進捗状況を明らかにするとともに、適切な検証・評価を行うこと。
4. 「プラスチック資源循環戦略」の策定(令和元年 5 月 31 日)や「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(令和元年 10 月 1 日)など、循環型社会の形成に向けては国による新たな動きもあることから、必要に応じ計画を見直すとともに、社会状況を的確に捉えた施策の実施に努めること。